**多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　趣旨**

　本要領は、多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援　業務委託（以下「本業務」という。）に関し、事業者を選定するため公募型プロポーザル　　（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

**２　業務概要**

（１）業務名称

多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託

（２）業務内容

別紙「多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。（ただし、仕様書は、現時点　　　　での暫定的なものであり、優先交渉権者の企画提案内容等に応じて本町と協議し最終　決定する。）

（３）契約期間

　　契約締結日から令和８年１月３１日まで

（４）提案限度額

　　金９,５００,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※この金額を超える提案は無効とする。

　　※この金額は予定価格となるものではない。

（５）実施場所

　　多度津町全域（島しょ部を除く）

**３　応募資格**

参加申込書の提出日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者から除く。なお、契約締結までの間に要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(１) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（同施行令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当していない者

(２) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては更生計画認可の決定、民事再生法にあっては再生計画認可の決定を受けている者は除く。

(３) 公告日から本業務のプレゼンテーション実施の日までに、多度津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成17年多度津町要領第9号）及び多度津町建設工事指名停止等措置要領（平成17年多度津町要領第５号）による指名停止を受けていない者 並びに多度津町発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱（平成19年多度津町要綱第14号）に該当しないこと。

**４　配置予定技術者の要件**

配置予定技術者として、令和２年４月１日以降に同種・類似業務に従事した実績を 有する監理技術者を配置すること。

なお、担当技術者は複数配置することができる。

**５　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施要領等の交付時期** | 令和7年5月9日（金）から令和7年6月23日（月）17時まで  ※ホームページ上で公開 |
| **質問書の受付期間** | 令和7年5月9日（金）から令和7年6月13日（金）17時まで |
| **質問書に対する回答** | 質問受付後１週間程度で随時ホームページ上に公開 |
| **参加申込書等の受付期間** | 令和7年5月9日（金）から令和7年6月23日（月）17時まで |
| **審査** | 令和7年6月30日（月）（※変更することがある） |
| **優先交渉権者の決定** | 令和7年7月上旬 |
| **委託契約の締結** | 令和7年7月上旬 |

**６　実施要領等の交付**

　本業務における公募型プロポーザル実施要領、仕様書等、本プロポーザルに関する資料は令和7年5月9日（金）～令和7年6月23日（月）17時まで本町ホームページ上にて 公開する。

**７　質問書の受付及び回答**

（１）受付期間

　　令和7年5月9日（金）～令和7年6月13日（金）17時まで（必着）

（２）提出方法

　　質問書（様式7）に記入の上、受付期間内に電子メール（「１６　問合せ先」を参照）にて提出すること。質問書以外による質問及び受付期間外の質問は一切受け付けない。

※件名は「多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び伴走支援　業務委託質問」とし、本文には事業者名、担当者名、担当者連絡先を必ず記載する　　こと。

　　※送信後は必ず送信した旨の電話連絡をすること（土、日、祝日を除く、本町役場開庁日8時30分から17時15分まで）

　　※電話及び来庁による質問、また、評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加者数・　　参加事業者・審査委員名等）には回答しない。

（３）質問への回答

　　公平を期すため、質問書による質問内容及び回答は随時、本町ホームページに掲載　　する。

**８　参加申込書等の提出**

本プロポーザルに参加する者は次のとおり参加申込書などを提出すること。なお、提案は１者１案とする。

（１）受付期間

　　令和7年5月9日（金）～令和7年6月23日（月）17時まで

（２）提出方法

　　提出書類持参又は郵送により提出すること

　　※郵送の場合も、6月23日（月）17時までに必着とする。

（３）提出書類

　　①プロポーザル方式（公募型）参加申込書（様式1）

　　②会社概要書（様式2又は任意様式）

　　③登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの。写し可）

　　④業務実績調書（様式3）

　　⑤業務の実施体制調書（様式4）

　　⑥配置予定者調書（様式5）

　　⑦見積書（様式6）

　　　※見積金額は消費税及び地方消費税（税率10％）を含む金額を記載すること。

　　　※本業務後の本格導入業務に係る費用（ランニングコスト）についても、本業務の

見積とは別に記載すること。

　　⑧積算内訳書（任意様式）

　　　※見積書の積算内容が分かるように、業務内容・人員・回数等を簡潔にまとめ、任意様式により提出すること。

⑨企画提案書（任意様式）

　　　※A４サイズの片面印刷とし、表紙を除き概ね25ページとする。（縦・横自由）

　　　※表紙には「多度津町AIデマンド型交通実証実験に係るシステム導入業務及び　　　　　　　伴走支援業務提案書」と記載すること

　　⑩企画提案書を補足するための説明資料（任意様式、A4サイズ）

　　⑪デモンストレーション補足資料（任意様式、必要に応じて提出）

（４）提出部数

　　①～⑧：正本1部

　　⑨～⑪：正本1部、副本6部

（５）提出先

〒764-8501　香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番９５号

　　多度津町役場　政策課　交通政策担当

**９　参加申込後の辞退**

　参加申込書等の提出後に参加を取りやめる場合は、「プロポーザル方式（公募型）参加　　辞退書（様式８）」に必要事項を記入の上、令和7年6月23日（月）17時（必着）までに、持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以降における 不利益な扱いはない。

　※提出場所は、本要領８（５）に示す提出先と同様。

**１０　企画提案書の内容**

　本要領８－（３）－⑨の企画提案書は、次の項目及び項目順に記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内容等 |
| 業務実績 | ・事業者概要について簡潔に記載すること。  ・業務遂行に有効な経験、実績を有しているかについて記載すること。 |
| 実施体制 | ・本業務の実施体制について記載すること。  ・それぞれの配置技術者の役割を簡潔に記載すること。  ・配置技術者が業務遂行に有効な経験、実績を有しているかについて記載　すること。 |
| 実施方針 | ・実施手順（実証実験全体のスケジュール案等）を記載すること。 |
| 技術提案 | 【システムの性能・機能】  ・システム構成図を記載すること。  ・システムの特徴や他社より優位な点等について記載すること。  ・将来的な車両台数の増加や運行エリアの変更等への対応可否を記載する　こと。  ・個人情報保護対策、セキュリティ対策について記載すること。  ・システムの保守管理体制、障害発生時の対応等について記載すること。 |
| 【システムの利便性・効率性】  ・利用者、管理者、ドライバーそれぞれの視点でのシステムの利便性、他社より優位な点等について記載すること。  ・運行効率を高める機能や仕組み等を記載すること。  ・利用データの分析機能について記載すること。 |
| 【操作性・ユーザビリティ】  ・システム操作にあたり、利用者、管理者、ドライバーそれぞれの視点でのシステムの操作性、画面の見やすさ、使いやすさについて記載すること。 |
| 【伴走支援】  ・システム導入のみならず、本町の作業を含めた進捗管理や、国等へ提出　　する書類等の作成・助言等の支援、運行計画策定に係る助言等の伴走支援内容について記載すること。  ・システム導入後の管理者・運転者向けの研修やマニュアル作成等の支援について記載すること。  ・住民説明会の企画案やチラシデザイン等、制度の周知・利用促進手法の　　支援について記載すること。 |
| 【効果検証】  ・実証実験に係る効果検証方法について記載すること。  ・実証実験で得られた利用データ等を基に、本格導入に向けた課題抽出や　改善提案等を行う仕組みについて記載すること。 |
| 独自提案 | ・提案事業者の強み等、仕様書に記載のない独自の提案内容について記載　すること。 |

**１１　事業者の選定手順**

　事業者の選定手順は以下のとおりとする。

（１）審査方法

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する多度津町AIデマンド型交通実証実験に　係るシステム導入業務及び伴走支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、必要な審査を実施する。

審査委員会では、提出された企画提案書等の提出書類、提案者によるプレゼンテーション、システムのデモンストレーションについて、評価基準に基づき審査を実施し、優先　交渉権者を選定する。

（２）審査内容

企画提案についてのプレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションを実施し、「１２　評価方法等」に基づいて評価のうえ、交渉権の順位を決定する。

①実施日等

令和7年6月30日（月）　（日程は変更となる場合がある）

②会場等

開始時間及び場所等の詳細については別途連絡する。

③出席者

3名以内

　　④実施時間、時間配分、配点

　　　実施時間は1者60分以内（質疑応答含む）とし、プレゼンテーション後にデモン ストレーションを実施し、最後に質疑応答とする。

時間配分は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目 | 時間配分 |
| プレゼンテーション | 30分 |
| デモンストレーション | 20分 |
| 質疑応答 | 10分 |
| 計 | 60分 |

⑤プレゼンテーションの内容

　　　プレゼンテーションで使用する資料は、事前に提出された企画提案書及び補足説明資料のみとし、それに沿って説明を行うこと。追加提案の資料配布及び資料と異なる説明は認めない。

⑥デモンストレーションの内容

　導入するシステムの機能について、デモンストレーションを行うこと。特に以下の 項目については説明を行うこと。

ア　利用者システム、管理者システム、ドライバーシステムの基本的な操作方法

イ　独自機能の操作方法とアピールポイント

なお、デモンストレーションに必要な機材は提案者が持参することとし、デモンストレーションで実装されていない機能・画面等については、画面遷移、画面構成等が分かる資料を別途準備し、説明を実施すること。また、デモンストレーションを実施できない場合は、利用のイメージがつかみやすい資料やデータ等の使用でも可とする。

　　⑦審査の順番

　　　審査の順番は、参加申込書を提出した順とする。

⑧持参物等

モニター及び電源は準備するが、その他（パソコン、レーザーポインター、HDMI　　ケーブル、システム端末の実機やデモ機等）の機器が必要な場合は持参すること。

（３）その他

①審査委員会は非公開とし、審査結果については後日、ホームページ上で公開する。

②提案内容を精査、調整した上で、最終的な契約内容、契約金額を決定する。

**１２　評価方法等**

（１）評価方法

　　①審査委員会において、企画提案書等の事前提出書類及びプレゼンテーション・デモンストレーションの内容を「審査項目及び審査基準（別紙）」に基づき評価する。

委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、１位が一番多かった提案者を優先交渉権者とする。また、１位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を優先交渉権者とする。なお、１位の委員が同数かつ評価点の合計も同点であった場合、審査委員会での議決により交渉順を決定する。

　　②交渉権第１位に選出された優先交渉権者と契約内容等について協議を行う。

なお、交渉権第１位に選定された優先交渉権者との協議の結果、合意に至ら　　　　なかった場合等は、交渉権第２位に選定された者と交渉を行う。

　　③参加事業者が１者のみの場合は、各委員の評価点の合計平均点が満点の６０％以上であった場合に、優先交渉権者とする。

　　④交渉権第１位に選定された優先交渉権者が「失格要件」に該当することが判明した　場合は、交渉権第２位に選定された者と交渉を行う。

（２）結果通知

　　　審査結果は、全ての提案者に通知するとともに、結果通知後に本町ホームページ上で公開する。

（３）その他

　　　審査結果や選定内容に係る異議申し立ては一切受け付けない。

**１３　契約手続き**

（１）優先交渉権者と業務内容や契約条件について協議し、確定させた業務仕様書に基づき、契約を締結することとする。ただし、協議において業務仕様書の内容の追加、変更又は削除を認めることとする。

（２）事業者決定から契約締結までの間に、契約の履行が確実でない又は提案内容と事業　内容に著しい相違があると町が判断したときは、契約を締結しないことがある。

（３）その他、契約に関することは多度津町契約規則（平成１７年多度津町規則第２３号）に従うものとする。

**１４　失格要件**

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

（１）受付期間後に応募した場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

（４）審査の公平性を害する行為があったと本町が認める場合

（５）本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合

（６）（１）から（５）までに定めるもののほか、著しく信義反する行為があった場合

**１５　その他留意事項**

（１）提出された企画提案書などの書類は返却しない。

（２）本プロポーザルへの参加に係る費用については、すべて事業者負担とする。

（３）企画提案書は、１者につき１案とする。

（４）提出期間後の企画提出書等の修正、変更は一切認めない。

（５）電子メールなどの通信事故については、本町はいかなる責任を負わない。

（６）優先交渉権者に選定されたことをもって、委託契約の締結とはみなされない。

必要に応じて本町と業務仕様書等の協議・調整を行い、委託契約を締結する。

（７）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、多度津町情報公開条例（平成 17年多度津町条例第１５条）に基づき、提出書類を公開することがある。

**１６　問合せ先**

　　多度津町役場　政策課　交通政策担当

　　〒764-8501　香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目３番９５号

　　TEL　０８７７－３３－１１１６

　　FAX　０８７７－３３－２５５０

　　Email [seisaku@town.tadotsu.lg.jp](mailto:seisaku@town.tadotsu.lg.jp)

【別紙】審査項目及び審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | | 評価の主なポイント | 配点 |
| 業務実績 | | ・業務遂行に有効な経験、実績を有しているか | ５ |
| 実施体制 | | ・必要な専門的知見、経験を有した人員が配置されて　いるか  ・十分な人員が配置され、適切な役割分担が行われて　いるか | ５ |
| 実施方針 | | ・実施手順、スケジュールが現実的なものであるか | ５ |
| 技術  提案 | システムの性能・機能 | ・将来的なエリア拡大等に対応できるものであるか  ・個人情報保護、セキュリティ対策は適切であるか  ・システム障害発生時等の対応は適切であるか | １０ |
| システムの利便性・効率性 | ・利用者、管理者、運転手いずれにとっても利便性が　高いシステムとなっているか  ・運行効率を高める工夫がされているか  ・運行実績等のデータを加工・分析できるものであるか | １０ |
| 操作性・ユーザビリティ | ・システム（各種アプリやドライバー・管理者画面等）の構成、階層に統一感があり、見やすく、理解しや　　すいデザインとなっているか  ・専門的な知識や複雑な操作を要求せずとも、管理者　及び運転手が機能を十分に使いこなせる仕様と　　なっているか  ・初めて使用する人でも直感的に操作して予約等の　処理を完結できるものとなっているか  ・操作（入力）手順が分かりやすく、簡潔か | １０ |
| 伴走支援 | ・システム構築のみならず、業務全体を主体的にリードし、進捗を管理することができるか  ・システム導入後、操作研修等を行い、円滑に運行を　開始できる支援内容となっているか  ・利用促進に向けた具体的な提案があり、効果的な内容となっているか | １５ |
| 効果検証 | ・適切な効果検証を行う方法を提案しているか  ・利用データ等を基に本格導入に向けた提案を行える内容となっているか | １５ |
| 独自提案 | | ・独自の提案内容について評価する  ※提案がない場合０点とする | ５ |
| 価格  評価 | 提案価格  （イニシャルコスト） | 次の算定式により点数化し、評価する。  なお、小数点第2位を四捨五入するものとする。  ・価格点＝10点×（最低見積価格※１）÷見積価格※２  ※１　全提案者中最も低い見積価格  ※２　当該提案者の見積価格 | １０ |
| 提案価格  （ランニングコスト） | 次の算定式により点数化し、評価する。  なお、小数点第2位を四捨五入するものとする。  ・価格点＝10点×（最低見積価格※１）÷見積価格※２  ※１　全提案者中最も低い見積価格  ※２　当該提案者の見積価格 | １０ |
| 計 | | | １００ |